お引越しシーズンにつき 住所変更の窓口受付を拡充します！

本庁では土・日も手続きができます。
平日も受付時間を延長！

3月・4月は、大変混み合います。
そこで、土・日にも住所変更の
手続きをできる日を設けています。

開庁および延長日程表

平成23年３月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5 閉庁
6	7	8	9	10	11	12 閉庁
13	14	15	16	17	18	19 閉庁
20	21 閉庁	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

平成23年４月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9 閉庁
10	11	12	13	14	15	16 閉庁
17	18	19	20	21	22	23 閉庁
24	25	26	27	28	29 閉庁	30 閉庁

土・日曜日開庁日　受付時間　９時～12時・13時～16時
平日延長窓口日　受付時間　月・水・木・金曜日　18時まで
火曜日　19時まで

※土曜日開庁日は、３月26日と４月２日です。
※支所市民サービス課では、平日（８時30分～17時）に受け付けています。

住所変更届出の際の注意点

〔転入・転居〕

●佐賀市外からの転入、佐賀市内での転居は引っ越しが済んでからでないと受け付けできません。

●佐賀市外からの転入は、前住所地の市町村役場が発行する『転出証明書』が必要です。

〔転出〕

●佐賀市外への転出は、引っ越し前に、早めの手続きができます。

★手続きのため窓口に来る際は、本人確認書類（運転免許証や住民基本台帳カードなど）が必要です。また、届出義務者（異動する本人または世帯主）以外が届出をする時は、届出義務者からの「委任状」が必要です。

★住所変更に伴い、そのほかの手続きが発生した場合や戸籍届出と同時の場合などは、その日のうちに手続きが終了しないことがあります。

便利な証明書自動交付機 ３月１日から大和支所でも利用できます

証明書自動交付機は、印鑑登録証・佐賀市民カードや住民基本台帳カード（住基カード）を使い、住民票・印鑑証明書・所得課税証明書・納税証明書が簡単に取れる便利な機械です。

たとえば、住民票は同一世帯の人の分を取ることができるので、世帯内のどなたの住民票も、同じ１枚のカードで取ることができ便利です。

申請書記入が不要。操作も簡単。

時間外や、土・日・祝日も利用できます。

待ち時間が少ないので比較的早く取れます。

市役所本庁 西玄関		市役所本庁 １階フロアー		エスプラッツ２階 市民サービスセンター		大和支所　東玄関	
平日	8:30～21:00	月・水 木・金	8:30～17:00	平　日	10:00～19:00	平　日	8:30～21:00
		火	8:30～19:00				
土・日 祝	8:30～17:00	日	9:00～16:00	土・日 祝	10:00～17:00	土・日 祝	8:30～17:00
休止日	12/31～1/3	休止日	土曜、祝日 12/29～1/3	休止日	12/29～1/3	休止日	12/31～1/3

自動交付機を使うには次のカードが必要です

住基カードは、多目的サービス用の暗証番号を登録すれば、４証明が取得できます。
- ●住民票
- ●印鑑証明書
- ●所得課税証明書
- ●納税証明書

住基カード

印鑑登録のカードです。暗証番号を登録すれば、２証明が取得できます。
- ●住民票
- ●印鑑証明書

印鑑登録証 佐賀市民カード

住基カード無料交付実施中！（初回交付のみ） いよいよ3月31日㈭まで！

○住基カードの無料交付も、３月31日㈭で終了します。この機会にぜひご検討ください。

◇平成23年１月１日から、住基カード交付時などでの本人確認が厳格化されました。

即日での交付を希望する人は、運転免許証・旅券（パスポート）・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかと、さらにもう一点、本人確認書類（健康保険証や年金手帳など）をお持ちください。

◇４月１日㈮から、住基カードを利用した窓口サービスを一部、変更します。

申請書自動作成システムの廃止により、次のサービスが利用できなくなります。みなさんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

①申請書の自動作成サービスが利用できません。
→申請書の記入が困難な人には職員が代筆いたします。必要な人は申し出てください。

②印鑑証明書を窓口で取る場合、住基カードで取ることができません。
→窓口で印鑑証明書を取るには、必ず『印鑑登録証』を提示してください。

今までどおり、自動交付機で証明書を取得することはできます。
（ご利用には、事前の申請が必要です）

問い合わせ　本庁　市民生活課　☎40・7081　FAX28・9188